

令和 7 年 度

姫路市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

姫路市監査委員

- (注) 1 各比率の算定の基礎となる数値は、決算統計上の千円単位の数値を用いています。また、当該数値は速報値であり、本審査の後に修正される可能性があります。
- 2 表中の年度の表示は、原則として元号を省略しており、特に指定のない限り「令和」です。
- 3 表中において、「0」又は「0.0」は当該表中での計算の結果「零」となっていることを表し、「－」は該当する数値がないことを表します。
- 4 他都市との比較においては、他都市の令和7年度の数値がそろわないため、令和6年度の数値を用いています。
- 5 * 印を付した用語については、巻末に説明を付しています。

令和8年8月12日

姫路市長 清 元 秀 泰 様

姫路市監査委員	三 輪	徹
同	芝 野	稔
同	竹 中	隆 一
同	中 西	祥 子

令和7年度 姫路市各会計決算に基づく健全化判断
比率及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、次のとおりその意見を提出します。

目 次

令和7年度健全化判断比率審査意見

第1	審査の基準	6
第2	審査の種類	6
第3	審査の対象	6
第4	審査の着眼点	6
第5	審査の主な実施内容	6
第6	審査の実施場所及び日程	6
第7	審査の結果	6
1	実質赤字比率	10
2	連結実質赤字比率	12
3	実質公債費比率	14
4	将来負担比率	18
参考	類似都市との比較	
1	人口40万人以上の中核市との比較	26
2	連結実質赤字比率と将来負担比率から見た財政状況	26

令和7年度資金不足比率審査意見

第1	審査の基準	30
第2	審査の種類	30
第3	審査の対象	30
第4	審査の着眼点	30
第5	審査の主な実施内容	30
第6	審査の実施場所及び日程	30
第7	審査の結果	31
1	地方公営企業法適用会計	
(1)	水道事業会計	32
(2)	下水道事業会計	33
2	地方公営企業法非適用会計	
(1)	卸売市場事業特別会計	34

用語の説明	35
-------	----

令和 7 年度健全化判断比率審査意見

第 1 審査の基準

令和 7 年度姫路市決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に対する審査は、姫路市監査基準に基づき実施しました。

第 2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に規定された健全化判断比率審査

第 3 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 4 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを主たる着眼点として審査を行いました。

第 5 審査の主な実施内容

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性について、一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、その他の関係書類を照合し、関係職員に対する質疑等の手法も併用して実施しました。

第 6 審査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和 8 年 6 月 22 日から同年 7 月 31 日まで

第 7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は法令の規定に従って適正に算定されていました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めました。審査の結果の概要は、次に述べるとおりです。

実質赤字比率

実質赤字が発生しなかったため、算出されませんでした。

連結実質赤字比率

実質赤字及び資金不足が発生しなかったため、算出されませんでした。

実質公債費比率

2.9%で、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

将来負担比率

将来負担額が充当可能財源等を下回ったため、算出されませんでした。

全ての比率は、早期健全化基準未満でした。今後も引き続き、健全な財政基盤を維持することを要望します。

また、大規模事業やインフラの老朽化対策等を実施するため、各比率の推移に留意しつつ、適正な起債マネジメントに努めることを要望します。

近年における各比率の推移は、次のとおりです。

(単位 　%)

健全化判断比率	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	姫路市行財政 改革プラン 2029 目標値	早期 健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—		11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—		16.25	30.00
実質公債費比率 (上段は姫路市、 下段は中核市平均)	3.0	3.2	3.5	3.7	2.9	中核市平均を 下回る	25.0	35.0
	5.2	5.2	5.2	5.2				
将 来 負 担 比 率 (上段は姫路市、 下段は中核市平均)	19.1	11.6	9.6	3.3	—	中核市平均を 下回る	350.0	
	23.4	18.2	17.1	16.6				

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上であれば、財政健全化計画を定めなければならないとされていますが、本市においては、これまで、全ての比率が早期健全化基準未満です。

なお、各比率の算定の対象となる会計等の範囲は、9ページの図のとおりです。本市の特別会計は、国の定める基準により、その性質に応じて、3種類(①～③)に区分されています。本市の決算では地方公営企業法を適用している④を「公営企業会計」と呼んでいます。

すが、各比率の算定上は③についても「公営企業会計」に含むものとして取り扱われ、以下の記述においても、③及び④の総称として「公営企業会計」といいます。

各比率の詳細については、10ページ以降に示します。

姫路市	一般会計等 (普通会計)	一般会計	・一般会計	実質赤字比率の算定の対象 連結実質赤字比率の算定の対象 実質公債費比率の算定の対象 将来負担比率の算定の対象 資金不足比率の算定の対象 (各会計ごと に算定)
		①	・母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 ・奨学学術振興事業特別会計 ・財政健全化調整特別会計	
		②	・国民健康保険事業特別会計 ・介護保険事業特別会計 ・後期高齢者医療事業特別会計	
		③	・卸売市場事業特別会計	
公営事業会計	公営企業会計	地方公営企業法非適用	・水道事業会計 ・下水道事業会計	④
		地方公営企業法適用	・姫路福岡斎苑施設事務組合 ・中播衛生活施設事務組合 ・くれさか環境事務組合 ・市川町外三ヶ市町共有財産事務組合 ・加古川市外2市共有公会堂事務組合 ・兵庫県競馬組合	
		一部事務組合	・兵庫県後期高齢者医療広域連合	
姫路市が加入する組合等	広域連合			
姫路市が設立した法人等			— (注)	

1 実質赤字比率

令和3年度以降の実質赤字比率の推移は、第1－1表のとおりです。

第1－1表 実質赤字比率の推移

(単位 千円、%)

区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実質赤字額 A [= a1 + a2 + a3]	△5,496,029	△5,770,252	△5,357,090	△5,797,686	△5,543,164
繰上充用額* a1	△5,634,630	△5,913,145	△5,461,233	△5,820,282	△5,565,699
支払繰延額* a2	—	—	—	—	—
事業繰越額* a3	138,601	142,893	104,143	22,596	22,535
標準財政規模* B	127,239,020	124,017,973	125,835,112	128,468,950	132,372,415
A / B × 100	△4.31	△4.65	△4.25	△4.51	△4.18
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—
早期健全化基準	11.25	11.25	11.25	11.25	11.25
財政再生基準	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00

(注) 実質黒字である場合、実質赤字額は、負の値で表されます。この場合、実質赤字比率は、算出されません。また、繰上充用額は、発生しないので、負の値で表記しています。

実質赤字比率は、次の算定式により求められます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } \mathbf{A}}{\text{標準財政規模 } \mathbf{B}} \times 100$$

実質赤字額 **A** は、繰上充用額 **a1** に支払繰延額 **a2** 及び事業繰越額 **a3** を加えたものです。

なお、実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額合計が赤字である場合に算定されます。当年度は歳入と歳出の差引額（形式収支）から翌年度に繰り越すべき財源（継続費繰次繰越し、繰越明許費、事故繰越し等）を控除した実質収支額合計が黒字となったため、実質赤字額 **A** は △5,543,164 千円となり、実質赤字比率は算出されませんでした。

各算定項目について見ると、次のとおりです。

繰上充用額 **a1** は △5,565,699 千円、事業繰越額 **a3** は 22,535 千円で、支払繰延額 **a2** は発生しませんでした。これらの合計である実質赤字額 **A** △5,543,164 千円を標準財政規模 **B** 132,372,415 千円で割ると △4.18% となり、早期健全化基準である 11.25% を 15.43 ポイント下回っています。

事業繰越額 a3 は、その全額が母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係るものです。これは、母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る剰余金が、後年度において貸付けるための財源であり、事業繰越しとして取り扱われることによるものです。

各会計間の繰入れ、繰出し等の重複額を控除した純計による当年度の実質黒字額を会計別に示すと、第1－2表のとおりで、全体で 5,543,164 千円となっています。

第1－2表 純計による会計別実質黒字額（一般会計等）

(単位 千円)

会 計 名	歳入決算額 (1)	歳出決算額 (2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (3)	実質黒字額 (1)－(2)－(3)
一 般 会 計	263,805,536	254,936,412	3,325,960	5,543,164
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業特別会計	71,872	49,337	22,535	0
奨学学術振興事業特別会計	47,111	47,111	—	0
財政健全化調整特別会計	696,113	696,113	—	0
合 計	264,620,632	255,728,973	3,348,495	5,543,164

2 連結実質赤字比率

令和3年度以降の連結実質赤字比率の推移は、第2－1表のとおりです。

第2－1表 連結実質赤字比率の推移

(単位 千円、%)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
連結実質赤字額 A [= a1 + a2 - a3 - a4]	△23,824,051	△24,709,099	△26,628,433	△20,299,069	△21,472,625
実質赤字額合計額 a1	—	—	—	—	—
資金不足額合計額 a2	—	—	—	—	—
実質黒字額合計額 a3	8,223,910	8,484,011	7,639,932	6,842,184	7,320,430
資金剰余額合計額 a4	15,600,141	16,225,088	18,988,501	13,456,885	14,152,195
標準財政規模 B	127,239,020	124,017,973	125,835,112	128,468,950	132,372,415
A / B × 100	△18.72	△19.92	△21.16	△15.80	△16.22
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—
早 期 健 全 化 基 準	16.25	16.25	16.25	16.25	16.25
財 政 再 生 基 準	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00

(注) 連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は、負の値で表されます。この場合、連結実質赤字比率は、算出されません。

連結実質赤字比率は、次の算定式により求められます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 } \mathbf{A}}{\text{標準財政規模 } \mathbf{B}} \times 100$$

連結実質赤字額 **A** は、一般会計等及び狭義の公営事業会計（公営企業会計を除いた会計）の実質赤字額合計額 **a1** と公営企業会計の資金不足額合計額 **a2** の合算額から、実質黒字額合計額 **a3** と資金剰余額合計額 **a4** の合算額を差し引いた額です。

当年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額 **A** が △21,472,625 千円であり、連結実質黒字となったため、算出されませんでした。

連結実質赤字額 **A** △21,472,625 千円を標準財政規模 **B** 132,372,415 千円で割ると △16.22% となり、早期健全化基準である 16.25% を 32.47 ポイント下回っています。

公営企業会計以外の公営事業会計の総計による会計別実質黒字額は第2－2表のとおりであり、公営企業会計の会計別資金剰余額は第2－3表のとおりです。

第２－２表 総計による会計別実質黒字額（公営企業会計以外の公営事業会計）

（単位 千円）

会 計 名	歳入決算額 (1)	歳出決算額 (2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (3)	実質黒字額 (1)－(2)－(3)
国民健康保険事業特別会計	50,690,215	49,597,315	－	1,092,900
介護保険事業特別会計	49,723,988	49,359,612	－	364,376
後期高齢者医療事業特別会計	10,218,329	9,898,339	－	319,990
合 計	110,632,532	108,855,266	－	1,777,266

第２－３表 会計別資金剰余額（公営企業会計）

（単位 千円）

会 計 名		流動 資産等 (1)	算入地方債 及び長期借入金 (2)		流動 負債等 (3)	解消可能 資金不足額 (4)	資金剰余額 (1)－(2) －(3)＋(4)
法 適 用	水 道 事 業 会 計	14,037,176	－		2,855,962	－	11,181,214
	下 水 道 事 業 会 計	6,515,350	－		3,968,088	－	2,547,262
	小 計	20,552,526	－		6,824,050	－	13,728,476
会 計 名		歳入額 (1)	算入 地方債 (2)	繰越 明許費等 －未収入特 定財源(3)	歳出額 (4)	解消可能 資金不足額 (5)	資金剰余額 (1)－(2) －(3)－(4)＋(5)
法 非 適 用	卸売市場事業特別会計	3,981,334	137,332	－	3,420,283	－	423,719
	小 計	3,981,334	137,332	－	3,420,283	－	423,719
合 計		24,533,860	137,332	－	10,244,333	－	14,152,195

- （注） 1 「法適用」は地方公営企業法を適用している会計であり、「法非適用」は同法を適用していない会計です。
- 2 法適用の会計の(2)において、長期借入金は、宅地造成事業を行う企業についてのみ算定されます。
- 3 「流動資産等」は、流動資産から控除財源等を差し引いた額です。
- 4 「流動負債等」は、流動負債から控除企業債を差し引いた額です。

3 実質公債費比率

令和3年度以降の実質公債費比率の推移は、第3－1表のとおりです。

第3－1表 実質公債費比率の推移

(単位 千円、%)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
地方債の元利償還金 A 〔＝ a1 － a2 － a3 〕	20,951,210	21,596,914	20,854,028	19,445,085	19,241,106
一般会計等に係る公債費 a1	22,137,783	23,414,357	22,549,415	20,448,345	20,782,527
繰上償還額及び借換債を 財源として償還した額 a2	1,018,240	1,649,110	1,527,054	828,260	1,356,421
満期一括償還地方債*の 元金の償還額 a3	168,333	168,333	168,333	175,000	185,000
地方債償還に充当される 特定財源* B	4,174,931	4,641,374	4,991,613	4,933,876	5,745,542
公債費充当一般財源等額 A－B	16,776,279	16,955,540	15,862,415	14,511,209	13,495,564
地方債の準元利償還金 C	4,261,280	4,405,010	4,566,210	4,890,293	3,836,646
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額*算入額 D	17,420,521	17,196,436	16,633,929	15,163,790	15,243,639
単年度実質公債費比率 算定式の分子 A＋C－B－D	3,617,038	4,164,114	3,794,696	4,237,712	2,088,571
標準財政規模 E	127,239,020	124,017,973	125,835,112	128,468,950	132,372,415
単年度実質公債費比率 算定式の分母 E－D	109,818,499	106,821,537	109,201,183	113,305,160	117,128,776
単年度実質公債費比率 (A＋C－B－D)／(E－D)×100	3.29365	3.89820	3.47496	3.74009	1.78314
実 質 公 債 費 比 率 (直近3か年平均値)	3.0	3.2	3.5	3.7	2.9
早 期 健 全 化 基 準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
財 政 再 生 基 準	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0

(注) 1 単年度実質公債費比率は、小数点第6位を四捨五入しています。

2 実質公債費比率は、小数点第2位以下を切り捨てています。

実質公債費比率は、直近3か年度において、それぞれ次の算定式により求められる比率(以下「単年度実質公債費比率」という。)の平均値です。

$$\text{単年度実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 C} - \text{充当特定財源 B} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}}{\text{標準財政規模 E} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}} \times 100$$

単年度実質公債費比率は、令和５年度が 3.47496%、令和６年度が 3.74009%、令和７年度が 1.78314%です。当年度の実質公債費比率は、これらの平均値である 2.9%となり、早期健全化基準である 25.0%を 22.1 ポイント下回っています。

当年度の実質公債費比率は、前年度に比べ 0.8 ポイント低下しています。これは、主として地方債の元利償還金A及び準元利償還金Cが減少し、地方債償還に充当される特定財源Bが増加する一方で、標準財政規模Eが増加したことにより、単年度実質公債費比率が2.0 ポイント低下したことが影響しています。

各算定項目について見ると、次のとおりです。

地方債の元利償還金Aは、各年度の一般会計等に係る公債費a1から、各年度に繰上償還を行った額及び借換債を財源として償還を行った額の合計額a2並びに満期一括償還地方債の満期が到来した際の元金償還金額a3を差し引いたものです。なお、令和５年度が20,854,028千円、令和６年度が19,445,085千円、令和７年度が19,241,106千円です。

地方債の償還に充てられる特定財源Bは令和５年度が4,991,613千円、令和６年度が4,933,876千円、令和７年度が5,745,542千円で、その内訳は第３－２表のとおりです。

特定財源Bは、前年度に比べ811,666千円増加しています。これは、公営住宅使用料が前年度に比べ78,700千円減少したものの、その他特定財源（臨時財政対策債の返済に活用した減債基金繰入金）が512,238千円、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税が378,128千円それぞれ増加したためです。

なお、「貸付金の財源として発行した地方債（転貸債）に係る貸付金の元利償還金」は、「ふるさと融資」を活用して発行した市債の元金償還金相当額に係るものです。

第３－２表 地方債償還に充当される特定財源

(単位 千円)

区 分	５年度	６年度	７年度
国・県等からの利子補給	－	－	－
貸付金の財源として発行した地方債（転貸債*）に係る貸付金の元利償還金	－	20,688	20,688
公 営 住 宅 使 用 料	625,529	526,547	447,847
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	4,360,671	4,094,139	4,472,267
そ の 他 特 定 財 源	5,413	292,502	804,740
合 計 B	4,991,613	4,933,876	5,745,542

地方債の準元利償還金Cは令和5年度が 4,566,210 千円、令和6年度が 4,890,293 千円、令和7年度が 3,836,646 千円で、その内訳は第3－3表のとおりです。

第3－3表 地方債の準元利償還金

(単位 千円)

区 分	5年度	6年度	7年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）等 c1	168,333	175,000	185,000
公営企業債等の償還に充当された一般会計等からの繰入金 c2	4,397,877	4,715,293	3,651,646
組合等に係る地方債の償還に充当された一般会計等からの補助金又は負担金 c3	—	—	—
公債費に準ずる債務負担行為*に係るもの c4	—	—	—
一時借入金*の利子（繰替運用を除く。） c5	—	—	—
合 計 C	4,566,210	4,890,293	3,836,646

第3－3表のうち、公営企業債等の元利償還の財源に充てた一般会計等繰入金 c2 について、繰入れ先の会計の内訳は第3－4表のとおりで、下水道事業会計が大半を占めています。

下水道事業会計は、企業債の償還が進み、令和7年度の元利償還金が減少したほか、令和7年4月からの料金改定により使用料収入が増加し、繰入金が減少したことから、前年度に比べ 1,006,924 千円減少しています。また、卸売市場事業特別会計は、主として旧市場整備に係る起債償還が完了したことにより減少しています。

第3－4表 公営企業債等の元利償還の財源に充てた一般会計等からの繰入金

(単位 千円)

会 計 名	5年度	6年度	7年度
水 道 事 業 会 計	37,644	34,116	35,553
下 水 道 事 業 会 計	4,198,609	4,255,961	3,249,037
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	161,624	425,216	367,056
合 計 c2	4,397,877	4,715,293	3,651,646

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D は令和 5 年度が 16,633,929 千円、令和 6 年度が 15,163,790 千円、令和 7 年度が 15,243,639 千円で、その内訳は第 3－5 表のとおりです。

なお、「事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費」は、主として下水道費、清掃費、地域振興費等に係るものです。「災害復旧費等に係る基準財政需要額」は、主として臨時財政対策債、公害防止事業債、合併特例債等の償還費に係るものです。「密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金」は、水道事業の一般会計出資債に係るものです。

第 3－5 表 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位 千円)

区 分	5 年度	6 年度	7 年度
事業費補正*により基準財政需要額に算入された公債費	2,897,266	2,781,102	2,758,823
災害復旧費等に係る基準財政需要額	13,667,391	12,308,290	12,401,896
密度補正*により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	69,272	74,398	82,920
合 計 D	16,633,929	15,163,790	15,243,639

4 将来負担比率

令和3年度以降の将来負担比率の推移は、第4－1表のとおりです。

第4－1表 将来負担比率の推移

(単位 千円、%)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
将来負担額 A [=a1+a2+a3+a4+a5+a6+a7+a8]	293,755,555	283,326,906	274,599,337	268,103,060	263,615,143
当年度末一般会計等地方債 現在高 a1	205,347,746	193,596,195	182,807,715	174,604,738	176,490,254
債務負担行為に基づく 支出予定額 a2	25,641,314	25,074,249	25,192,495	24,366,976	19,456,208
公営企業債等繰入見込額 a3	35,179,841	37,743,271	37,993,195	39,156,002	37,885,113
組合等の地方債の償還に係る 本市の負担等見込額 a4	—	—	—	—	—
退職手当支給予定額に係る 一般会計等の負担見込額 a5	27,586,654	26,912,998	28,602,206	29,974,912	29,781,408
設立法人の負債額等に係る 一般会計等の負担見込額 a6	—	193	3,726	432	2,160
連結実質赤字額 a7	—	—	—	—	—
組合等の連結実質赤字額のうち 一般会計等の負担見込額 a8	—	—	—	—	—
充当可能基金額 B	58,395,368	62,935,245	64,874,780	72,866,899	71,644,274
充当可能特定歳入の額 C	33,983,458	35,403,961	34,980,112	35,894,147	41,016,826
地方債現在高に係る 基準財政需要額算入見込額 D	180,346,475	172,512,632	164,249,737	155,596,643	153,409,925
実質的な将来負担額 A－B－C－D	21,030,254	12,475,068	10,494,708	3,745,371	△2,455,882
市民一人当たりの実質的な将来負担額	39,721 円	23,668 円	20,022 円	7,188 円	△4,733 円
標準財政規模 E	127,239,020	124,017,973	125,835,112	128,468,950	132,372,415
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 F	17,420,521	17,196,436	16,633,929	15,163,790	15,243,639
将来負担比率算定式の分母 E－F	109,818,499	106,821,537	109,201,183	113,305,160	117,128,776
(A－B－C－D)／(E－F)×100	19.1	11.6	9.6	3.3	△2.0
将 来 負 担 比 率	19.1	11.6	9.6	3.3	—
早 期 健 全 化 基 準	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0

(注) 1 各年度の市民一人当たりの実質的な将来負担額の算出に当たっては、令和7年度末の住民基本台帳人口（外国人を含む全人口）を用いています。

2 将来負担額が充当可能財源等を下回る場合、実質的な将来負担額は、負の値で表されます。この場合、将来負担比率は、算出されません。

3 将来負担比率は、小数点第2位以下を切り捨てています。

将来負担比率は、次の算定式で求めることができます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能基金額 B} - \text{充当可能特定歳入額 C} - \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額 D}}{\text{標準財政規模 E} - \text{一元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 F}} \times 100$$

当年度の将来負担比率は、将来負担額 A が充当可能財源等 B + C + D を下回ったため、算出されませんでした。

なお、上記の算定式に係る当年度の算定結果は △2.0% となり、早期健全化基準である 350.0% を 352.0 ポイント下回っています。

これは、主として当年度一般会計等地方債現在高 a1 が増加したものの、債務負担行為に基づく支出予定額 a2 の減少や充当可能特定歳入の額 C が増加したこと等により、実質的な将来負担額 A - B - C - D が減少したことに加え、標準財政規模 E が増加したことによるものです。

各算定項目については、次のとおりです。

将来負担額 A は、一般会計等に係る地方債現在高 a1、債務負担行為に基づく支出予定額 a2、公営企業債等の償還に係る一般会計等からの繰入見込額 a3、組合等の地方債の償還に係る本市の負担等見込額 a4、退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額 a5、本市が設立した法人の負債額等に係る一般会計等の負担見込額 a6 等を合計したものです。

なお、令和 5 年度が 274,599,337 千円、令和 6 年度が 268,103,060 千円、令和 7 年度が 263,615,143 千円です。

将来負担額 A は、標準財政規模 E の約 2.0 倍となっています。また、実質的な将来負担額 A - B - C - D は、市民一人当たり △4,733 円で、前年度に比べ 11,921 円減少しています。

当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高 **a1** は 176,490,254 千円で、その内訳は、第４－２表のとおりです。主なものは、臨時財政対策債 71,309,947 千円、学校教育施設等整備事業債 15,183,345 千円、旧合併特例事業債 12,614,071 千円、公共事業等債 12,233,503 千円です。

第４－２表 一般会計等に係る地方債の現在高

(単位 千円)

起債区分	5年度末 残高	6年度末 残高	7年度末 残高	起債による主な事業
公共事業等債	10,928,406	11,071,571	12,233,503	姫路駅周辺土地区画整理事業、手柄山スポーツ施設整備事業
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	4,968,301	5,647,781	6,343,386	学校・園整備事業
公営住宅建設事業債	4,340,126	4,178,677	4,070,332	公営住宅建設事業
災害復旧事業債	24,612	41,250	35,520	地区市民センター災害復旧事業
学校教育施設等整備事業債	15,199,355	15,653,708	15,183,345	学校・園整備事業
社会福祉施設等整備事業債	1,113,381	850,786	631,994	児童センター整備事業
一般廃棄物処理事業債	4,069,014	3,077,539	2,806,878	エコパークあぼし整備事業
施設整備事業債	1,209,777	1,089,850	702,075	消防はしご車更新事業
地域活性化事業債	345,629	272,048	207,200	緑化推進事業
防災対策事業債	63,050	53,749	71,755	地区市民センター整備事業、学校・園整備事業
旧合併特例事業債	18,342,761	15,537,138	12,614,071	イベントゾーン整備事業
地方道路等整備事業債	7,130,724	6,574,768	5,641,120	地方道路等整備事業
緊急防災・減災事業債	3,094,080	3,907,987	9,510,901	消防指令システム更新事業、学校屋内運動場空調整備事業
公共施設等適正管理推進事業債	5,749,836	5,783,100	10,771,255	手柄山スポーツ施設整備事業
緊急自然災害防止対策事業債	2,146,819	2,422,968	3,393,315	都市排水対策事業
辺地対策事業債	102,037	248,750	262,340	道路橋りょう整備事業
財源対策債	7,811,833	8,138,646	9,226,248	
臨時財政対策債	84,604,007	78,460,423	71,309,947	
その他	11,563,967	11,593,999	11,475,069	
合 計 a1	182,807,715	174,604,738	176,490,254	

地方債の現在高 **a1** は、前年度に比べ 1,885,516 千円増加しています。これは、主として臨時財政対策債、旧合併特例事業債に係る償還が進んだものの、消防指令システム更新事業に係る緊急防災・減災事業債並びに手柄山スポーツ施設整備事業に係る公共施設等適正管理推進事業債等を発行したことによるものです。

債務負担行為に基づく支出予定額 **a2** は 19,456,208 千円で、第 4－3 表のとおりです。

第 4－3 表 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位 千円)

区 分	期 間	限 度 額	7 年度末 将来負担額
手 柄 山 ス ポ ー ツ 施 設 整 備 事 業	令和 4 年度から 令和 22 年度まで	39,129,954	19,456,208
合 計 a2			19,456,208

公営事業会計（公営企業会計を含む。）に係る地方債（公営企業債等）の元金償還金を一般会計等が負担する際の繰入金の見込額 **a3** は 37,885,113 千円で、前年度に比べ 1,270,889 千円減少しています。

会計別の内訳は、第 4－4 表のとおりです。当年度は、卸売市場特別会計が旧市場施設の解体に伴う借入を行ったことにより、前年度（7,167,797 千円）に比べ 1,626,281 千円増加したものの、下水道事業会計が地方債残高の減少に伴い、前年度（31,558,097 千円）に比べ 2,912,887 千円減少しています。

第 4－4 表 公営企業債等償還に係る一般会計等からの繰入見込額

(単位 千円)

会 計 名	地方債 残高 (1)	準元金償還金 ／ 元金償還金 (3 か年平均) (2)	7 年度末 将来負担額 (1)×(2)
水 道 事 業 会 計	21,229,803	0.021	445,825
下 水 道 事 業 会 計	74,018,633	0.387	28,645,210
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	12,745,041	0.690	8,794,078
合 計 a3			37,885,113

組合等の地方債の償還に係る本市の負担等見込額 **a4** は、令和 7 年度は発生していません。

退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 **a5** は 29,781,408 千円で、勤続期間等別の内訳は第 4－5 表のとおりです。

一般職に属する職員の退職手当支給予定額は、給料月額に勤続期間に応じて定められている支給率を乗じた額の合計である基本額と、姫路市職員退職手当条例第 6 条の 4 に定める調整額とを合計したものです。

第 4－5 表 退職手当負担見込額

(単位 千円)

区 分		7 年度末将来負担額			
一 般 職 に 属 する 職 員	勤続期間	10 年未満	10 年以上 25 年未満	25 年以上	計
	職 員 数	1,139 人	1,084 人	1,326 人	3,549 人
	基 本 額	746,585	5,752,823	19,752,076	26,251,484
	調 整 額		727,271	2,760,287	3,487,558
	支 給 計	746,585	6,480,094	22,512,363	29,739,042
特 別 職 に 属 する 職 員					42,366
合 計 a5					29,781,408

本市が平成 29 年度まで実施していた中小企業融資制度を活用した、法人等の損失補償に係る一般会計等負担見込額 **a6** は 2,160 千円で、その内訳は第 4－6 表のとおりです。

第 4－6 表 設立法人の負債額等負担見込額

(単位 千円)

区 分	法人名、制度融資名等	7 年度末 損失補償付 債務残高	7 年度末 将来負担額
設 立 法 人 に 係 る 損 失 補 償	—	—	—
制 度 融 資 等 に 係 る 損 失 補 償	小規模企業小口資金融資損失補償	—	—
	小規模企業支援資金融資損失補償	136	279
	起業家支援資金融資損失補償	1,129	—
	経営安定対策資金融資損失補償	3,438	1,881
合 計 a6		4,703	2,160

連結実質赤字額 **a7** は、連結実質黒字（21,472,625 千円）となっているので、計上されません。

組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額 **a8** は、発生していません。
 なお、算定の対象となるものは、第 4－7 表のとおりです。

第 4－7 表 組合等連結実質赤字額相当額負担見込額

組 合 等	7 年度末 将来負担額	将来負担額算出の理由
市川町外三ヶ市町共有財産事務組合	－	連結実質赤字相当額はない。
加古川市外 2 市共有公会堂事務組合	－	連結実質赤字相当額はない。
くれさか環境事務組合	－	連結実質赤字相当額はない。
姫路福崎斎苑施設事務組合	－	連結実質赤字相当額はない。
中播衛生施設事務組合	－	連結実質赤字相当額はない。
兵庫県競馬組合	－	連結実質赤字相当額はない。
兵庫県後期高齢者医療広域連合	－	連結実質赤字相当額はない。
合 計 a8	－	

充当可能基金額Bは 71,644,274 千円で、その内訳は、第４－８表のとおりです。主なものは、財政調整基金 14,680,509 千円、２１世紀都市創造基金 14,239,249 千円です。

充当可能基金額Bは、前年度に比べ 1,222,625 千円減少しています。これは、主として公共施設整備基金が前年度（5,001,513 千円）に比べ 2,026,015 千円増加したものの、２１世紀都市創造基金が前年度（15,546,516 千円）に比べ 1,307,267 千円減少したほか、国民健康保険財政安定化基金、介護保険給付費準備基金等が減少したためです。

第４－８表 充当可能基金額

(単位 千円)

基金名	基金総額	充当可能額
財政調整基金	14,680,509	14,680,509
減債基金	4,548,642	4,548,642
特別会計等財政健全化調整基金	7,409,479	7,409,479
２１世紀都市創造基金	14,239,249	14,239,249
地域社会活性化基金	715,963	715,963
霊苑基金	987,391	987,391
愛の基金	1,836,182	1,836,182
緑化基金	1,137,222	1,137,222
文化振興基金	1,108,572	1,108,572
美化啓発基金	327,416	327,416
土地開発基金	5,000,000	4,156,461
美術品取得基金	250,000	250,000
介護保険給付費準備基金	4,371,182	4,371,182
国民健康保険財政安定化基金	2,472,374	2,472,374
保健医療推進基金	17,934	17,934
国際交流基金	372,413	372,413
奨学学術振興基金	1,183,199	1,179,199
森林環境整備基金	41,595	41,595
学校給食費調整基金	213,197	213,197
公共施設整備基金	7,027,528	7,027,528
播磨臨海地域道路等整備基金	4,551,766	4,551,766
合 計 B	72,491,813	71,644,274

(注) 充当可能基金額に含まれるのは基金のうち現金預金、国債・地方債・政府保証債等として保有しているものの額であり、貸付金、不動産等として保有しているものの額は含まれません。また、地域振興基金は、充当可能基金から除かれるべき基金に該当します。

地方債の償還額等に充当可能な特定歳入額**Ｃ**は 41,016,826 千円であり、その内訳は、第４－９表のとおりです。

第４－９表 充当可能特定歳入額

(単位 千円)

区 分	５年度	６年度	７年度
国 庫 支 出 金 等	—	—	—
地方債を財源とする貸付金の償還金	307,942	490,921	447,037
公 営 住 宅 の 賃 貸 料 等	4,442,353	4,253,156	4,116,434
都 市 計 画 税 収	30,229,817	31,150,070	36,453,355
合 計 Ｃ	34,980,112	35,894,147	41,016,826

地方債の償還額等に充当可能な特定歳入額**Ｃ**は、前年度に比べ 5,122,679 千円増加しています。これは、主として公営住宅建設の財源として発行した地方債の償還に充当されると見込まれる公営住宅の賃貸料等が前年度に比べ 136,722 千円減少したものの、都市計画事業の財源として発行した地方債償還に充当されると見込まれる都市計画税収が 5,303,285 千円増加したことによるものです。

参考 類似都市との比較

参考として、他都市のデータがそろそろ令和6年度の健全化判断比率について、本市と類似都市の財政状況の比較を行うこととします。データは総務省の令和6年度財政状況資料集等に基づいており、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率が算出されない場合はそれぞれ所定の算式により算出される黒字額に係る比率を、負の値で示しています。

1 人口40万人以上の中核市との比較

まず、令和7年3月末現在の人口（外国人を含む住民基本台帳人口。以下同じ。）が40万人以上である中核市（本市を含む19市）について、令和6年度の健全化判断比率を比較して図示すると、それぞれ27ページ及び28ページのとおりとなります。

2 連結実質赤字比率と将来負担比率から見た財政状況

上記の40万人以上の中核市及び兵庫県内の人口10万人以上の都市（本市、尼崎市及び西宮市を除く7市）について、令和6年度の連結実質赤字比率及び将来負担比率の数値を比較して図示すると、29ページのとおりです。

連結実質赤字比率は、地方公共団体のフローの債務負担の重さを表す指標です。

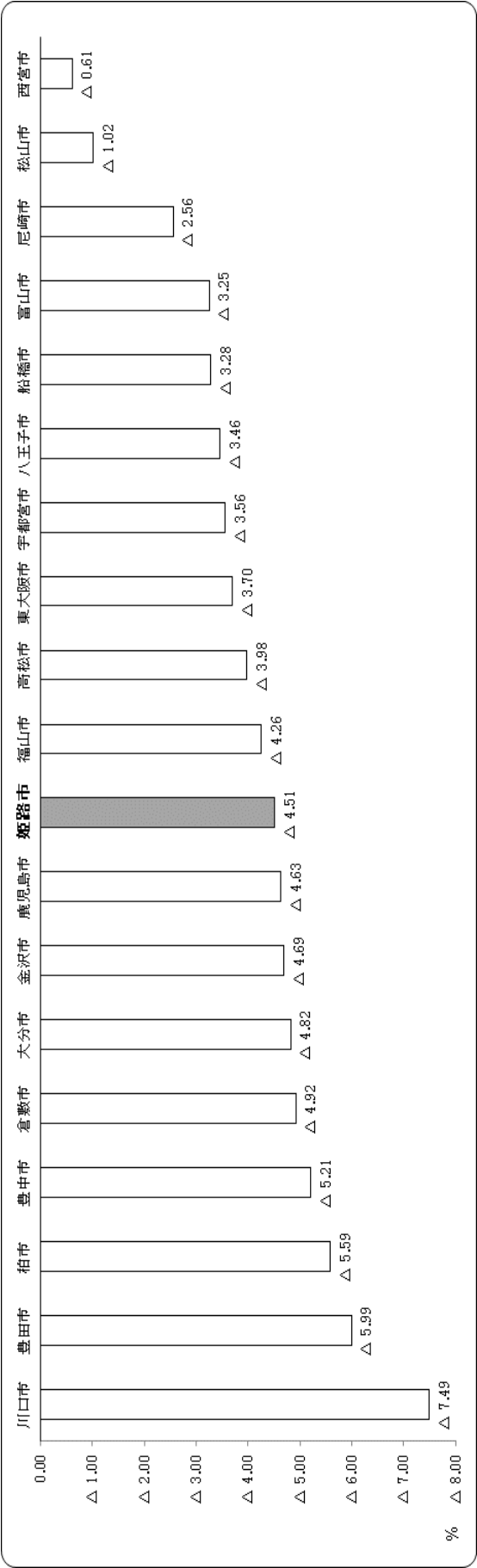
将来負担比率は、地方公共団体のストックの債務負担の重さを表す指標です。

連結実質赤字比率、将来負担比率のいずれも、数値が低い方が健全とされることから、29ページの図上の左下方向に位置しているほど、財政状況は良好であるといえます。

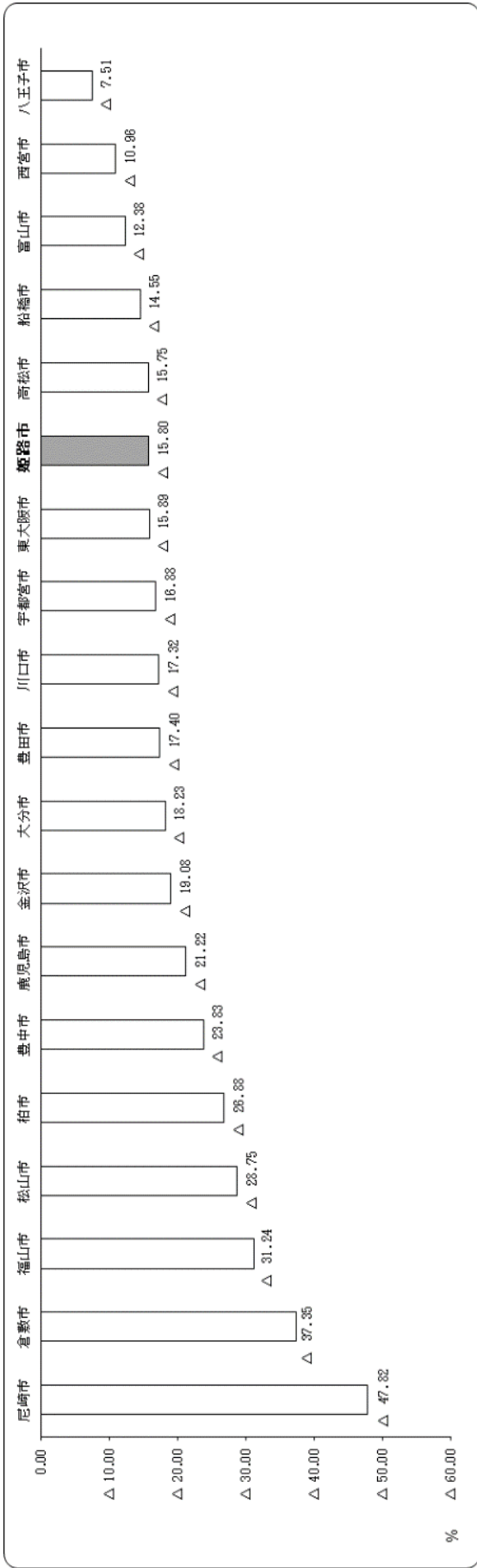
連結実質赤字比率については各市とも黒字ですが、本市の黒字の比率は15.80%で、40万人以上の中核市の平均値（20.99%）より5.19ポイント低く、図上の「40万人以上の中核市平均」より右に位置しています。

将来負担比率について、本市は3.3%であり、40万人以上の中核市の平均値（2.5%）より0.8ポイント高く、図上の「40万人以上の中核市平均」より上に位置しています。

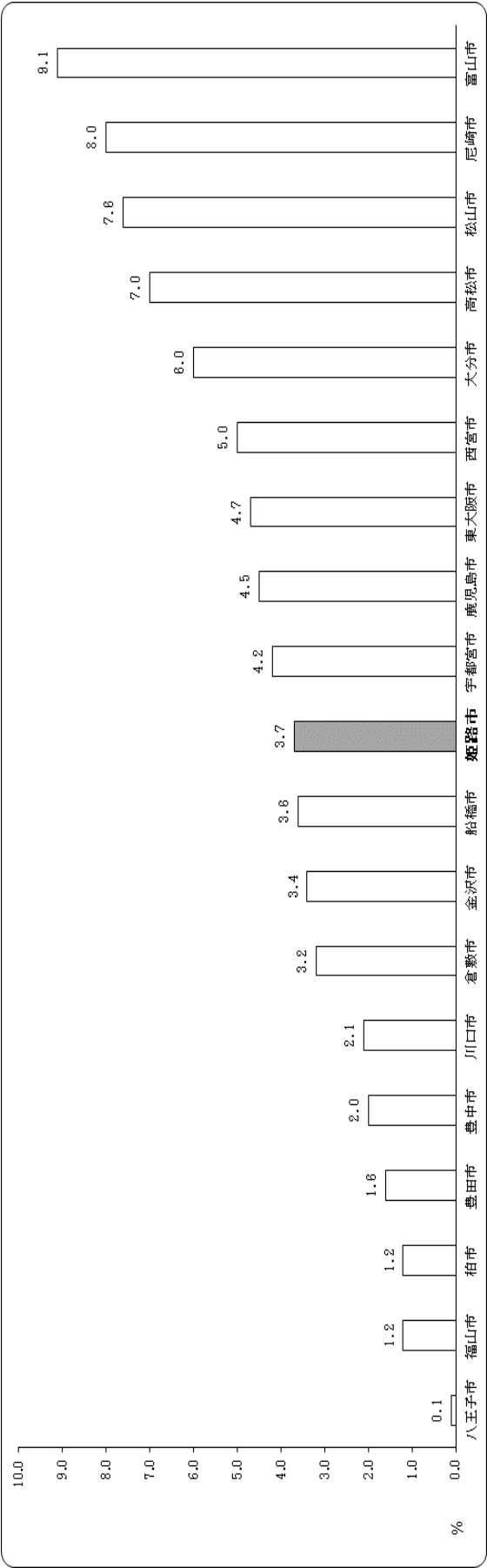
【実質赤字比率】



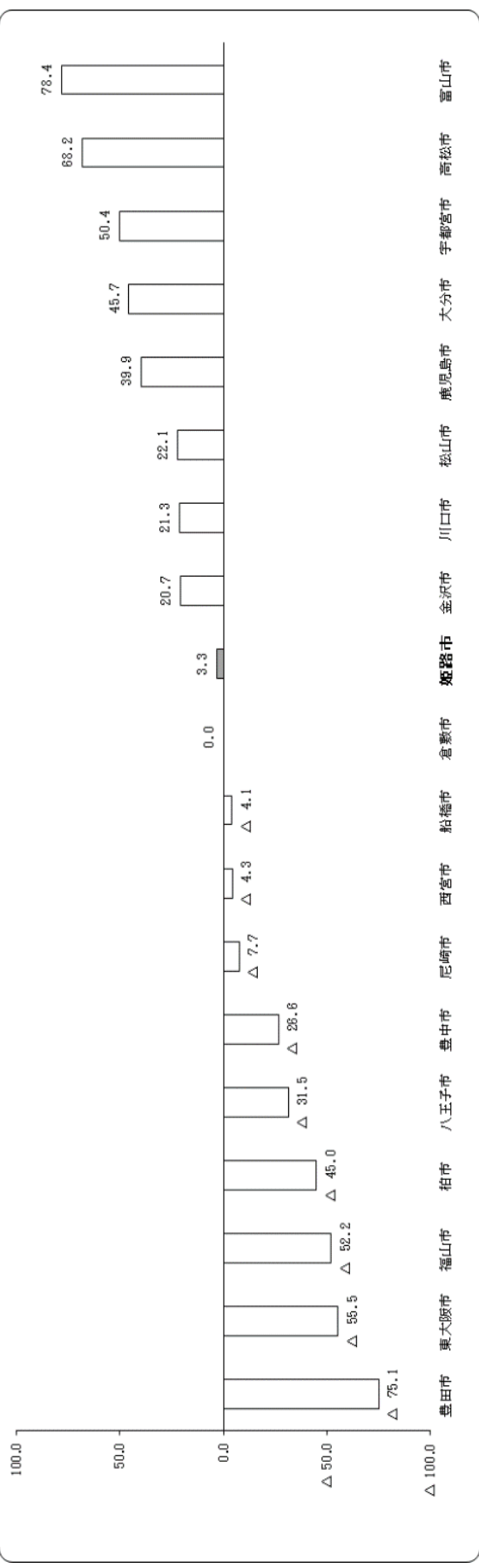
【連結実質赤字比率】

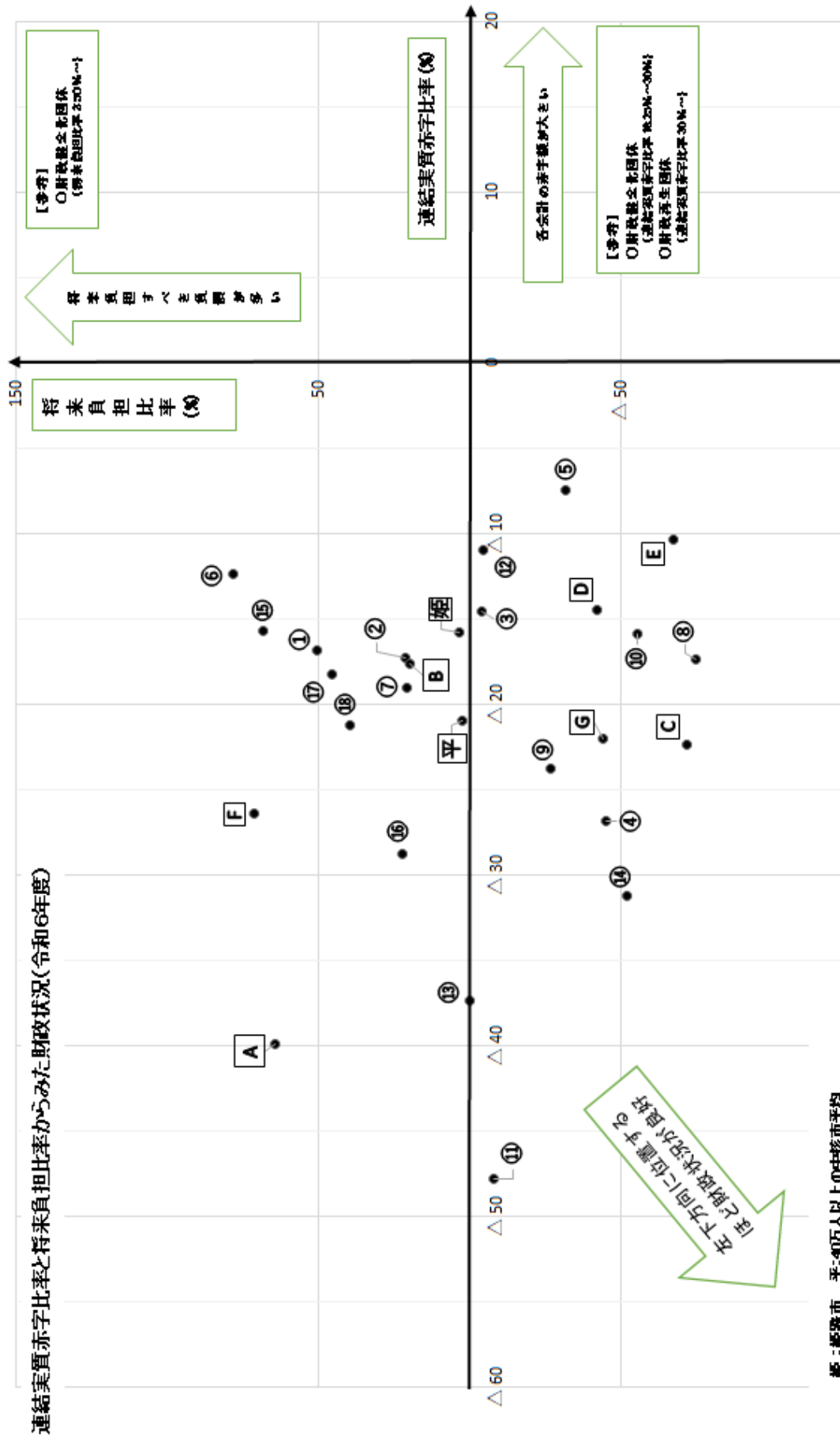


【実質公債費比率】



【将来負担比率】





経：盛岡市 平：40万人以上の中核市平均

【中核市(人口40万人以上)】

1：宇都宮市 2：川口市 3：盛岡市 4：柏市 5：八王子市 6：富山市 7：金沢市 8：豊田市 9：豊中市 10：東大阪市 11：尼崎市 12：西宮市
13：倉敷市 14：福山市 15：高松市 16：松山市 17：大分市 18：鹿児島市

【県内市(人口10万人以上)】

A：神戸市 B：明石市 C：伊丹市 D：加古川市 E：宝塚市 F：川西市 G：三田市

※ 盛岡市の令和5年度財政状況は資料集のデータ等に基づいて作成しています。

令和 7 年度資金不足比率審査意見

第 1 審査の基準

令和 7 年度姫路市決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に対する審査は、姫路市監査基準に基づき実施しました。

第 2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項に規定された資金不足比率審査

第 3 審査の対象

- 1 令和 7 年度決算に基づく資金不足比率
 - (1) 地方公営企業法適用会計
 - ア 水道事業会計
 - イ 下水道事業会計
 - (2) 地方公営企業法非適用会計
 - ア 卸売市場事業特別会計
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 4 審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを主たる着眼点として審査を行いました。

第 5 審査の主な実施内容

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性について、各公営企業会計（地方公営企業法を適用していない卸売市場事業特別会計を含む。以下同じ。）に係る決算の審査対象とされた書類を照合し、関係職員に対する質疑等の手法も併用して実施しました。

第 6 審査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和 8 年 6 月 22 日から同年 7 月 31 日まで

第7 審査の結果

審査に付された資金不足比率は法令の規定に従って適正に算定されていました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めました。

審査の概要は、次に述べるとおりです。

各公営企業会計について資金不足比率の状況を見ると、次のとおりとなっています。

(単位 %)

会 計 名	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	経営 健全化 基準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	—	
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—	—	—	—	—	

(注) 資金不足がない場合、資金不足比率は、算出されません。

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければなりません。

水道事業会計、下水道事業会計及び卸売市場事業特別会計のいずれにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は、算出されませんでした。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。

各会計の資金不足比率の審査結果は、次のとおりです。

1 地方公営企業法適用会計

地方公営企業会計基準は、公営企業の資金不足の状況を始めとする経営状況を的確に把握できるよう、平成26年度決算から民間企業並みの企業会計基準に見直されました。

(1) 水道事業会計

(単位 千円、%)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
資金不足額 A [$= a1 - a2 - a3 + a4 - (a5 - a6 + a7)$]	△8,343,551	△9,164,045	△10,471,875	△10,691,853	△11,181,214
流動負債 a1	3,395,224	2,867,642	3,147,483	5,715,146	4,157,896
控除企業債等 a2	1,211,542	1,216,509	1,180,444	1,251,558	1,301,934
控除引当金等 a3					
算入地方債 a4	—	—	—	—	—
流動資産 a5	10,527,233	10,815,178	12,438,914	15,155,441	14,037,176
控除財源 a6	—	—	—	—	—
貸倒引当金 a7					
事業の規模 B	10,675,106	10,617,677	10,472,910	10,607,457	11,480,499
$A/B \times 100$	△78.2	△86.3	△99.9	△100.8	△97.4
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額 **A** が △11,181,214 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

資金不足額 **A** △11,181,214 千円を事業の規模 **B** 11,480,499 千円で割ると△97.4%であり、経営健全化基準の 20.0%を 117.4 ポイント下回っています。

(2) 下水道事業会計

(単位 千円、%)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
資金不足額 A 〔= $a1 - a2 - a3 + a4$ - ($a5 - a6 + a7$)〕	△2,138,773	△2,110,675	△2,079,476	△2,049,119	△2,547,262
流動負債 a1	15,442,720	12,840,475	15,847,857	12,940,106	11,813,196
控除企業債等 a2	9,716,337	9,215,167	9,170,878	8,181,829	7,845,108
控除引当金等 a3					
算入地方債 a4	—	—	—	—	—
流動資産 a5	7,865,156	5,735,983	8,756,455	6,807,396	6,515,350
控除財源 a6	—	—	—	—	—
貸倒引当金 a7					
事業の規模 B	10,681,389	10,580,203	10,570,196	10,854,121	11,945,917
$A / B \times 100$	△20.0	△19.9	△19.7	△18.9	△21.3
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額 **A** が △2,547,262 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

資金不足額 **A** △2,547,262 千円を事業の規模 **B** 11,945,917 千円で割ると △21.3% であり、経営健全化基準の 20.0% を 41.3 ポイント下回っています。

2 地方公営企業法非適用会計

(1) 卸売市場事業特別会計

(単位 千円、%)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
資金不足額 A 〔= a1 + a2 - (a3 - a4 - a5 + a6)〕	△468,486	△468,388	△1,013,506	△715,913	△423,719
歳出額 a1	3,992,375	8,918,444	776,772	1,234,566	3,420,283
算入地方債現在高 a2	—	—	—	143,116	137,332
歳入額 a3	4,459,562	9,384,646	1,790,282	2,093,626	3,981,334
繰越明許費 a4	6,020,284	—	96,804	1,438,631	—
事故繰越し a5	1,869,107	—	—	—	—
未収特定財源 a6	7,890,690	2,186	96,800	1,438,600	—
事業の規模 B	314,350	315,390	277,039	269,463	267,453
A / B × 100	△149.0	△148.5	△365.8	△265.7	△158.4
資 金 不 足 比 率	—	—	—	—	—
経 営 健 全 化 基 準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額**A**が △423,719 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

資金不足額**A** △423,719 千円を事業の規模**B** 267,453 千円で割ると △158.4%であり、経営健全化基準の 20.0%を 178.4 ポイント下回っています。

用 語 の 説 明

	用 語	説 明
9 頁	繰 上 充 用 額	繰上充用は、会計年度独立の原則の例外で、会計年度経過後、当該年度の歳入が歳出に対して不足する場合、翌年度の歳入を繰り上げて、不足分に充てることができる制度です。 算式で示せば、「繰上充用額＝歳出総額－歳入総額＋（継続費通次繰越額＋繰越明許費繰越額＋事故繰越額－未収入特定財源）」で求められます。
9 頁	支 払 繰 延 額	支払繰延額は、支出義務が発生している債務について、当該年度に支出せず、翌年度の予算から支出した額です。
9 頁	事 業 繰 越 額	事業繰越額は、ある年度の歳出予算のうち、諸般の事情により支出負担行為をすることができなかったものについて、当該年度では不用額とし、次年度で新たに歳出予算に計上した額です。
9 頁	標 準 財 政 規 模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額を加算した額です。 2004年度（平成16年度）以降は、臨時財政対策債発行可能額も標準財政規模に加えられています。
13 頁	満期一括償還地方債	満期一括償還地方債は、毎年度、元本を返済するのではなく、最終年度に一括で元本を返済する地方債です。 実質公債費比率の算定に際しては、準元利償還金として、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額が計上されます。満期一括償還減債基金が十分に確保されていない場合は、別途、その不足分が元利償還金に加算されるため、実質公債費比率の数値が悪化することになります。
13 頁	特 定 財 源	市税等の一般財源に対し、用途が特定されている財源のことで、国・県支出金、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、市債等が分類されます。
13 頁	基 準 財 政 需 要 額	普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政サービスを遂行するために必要な財政需要を、行政項目ごとに一定の算式で算定したものです。基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額に調整率を掛けたものが、普通交付税額となります。 算式で示せば、「基準財政需要額＝測定単位×補正係数×単位費用」で求められます。 なお、測定単位とは、各行政項目の財政需要の大きさを測定するための指標で、人口、道路の面積・延長、生徒数、教職員数等が測定単位となります。 補正係数とは、各地方公共団体における自然的・社会的条件等（人口・面積等）を調整するための係数で、段階補正、密度補正、態容補正等があります。 単位費用とは、測定単位の単価で、標準団体（市町村は人口10万人、面積160km ² ）を設定し、そこで必要とされる財政需要を基に算定しています。

用 語 の 説 明

	用 語	説 明
14 頁	転 貸 債	地方財政法第5条第2号の規定により地方公共団体以外の者に対して貸し付ける経費（貸付金）について、地方債の対象とする場合に、当該地方債を転貸債と呼んでいます。
15 頁	債 務 負 担 行 為	債務負担行為は、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくものであり、予算の一部を構成します。 会計年度独立の原則の例外で、大規模な建物や構築物の建設事業のように、2～3年で終了する事業に用いることが多いとされています。
15 頁	一 時 借 入 金	一時借入金は、一会計年度内において、歳計現金が不足した場合に、その支払資金の不足を補うために借り入れる金銭のことで、当該年度の出納閉鎖日までに償還しなければなりません。 歳入歳出予算に計上されるものではありませんが、借入れの最高額は、予算で定めることとされています。
16 頁	事 業 費 補 正	事業費補正は、基準財政需要額の測定単位に係る補正の一種で、公共事業費の地方負担額及びその財源に充てられた地方債の元利償還金等の一定割合を基準財政需要額に割増算入します。 この補正は、公共事業が特定の時期に集中的に実施され、事業費の負担額が多額に上る場合に、基準財政需要額と現実の財政負担に大きな乖離が生じないようにするためのものです。
16 頁	密 度 補 正	密度補正は、基準財政需要額の測定単位に係る補正の一種で、測定単位以外の特定の指標の値の大小により、行政経費が増減するような場合に適用されます。 一般的な例としては、人口密度が希薄になるにつれて通信運搬費等が割高となり、また、自動車交通量が多ければ道路、橋りょうの維持管理費がかさむような場合に、これらの事情を反映させて基準財政需要額をよりの確に算定するため、割増率を定め、密度補正の補正係数としています。

